いわて未来づくり機構
令和２年度 第１回ラウンドテーブル

日時：令和２年７月 10 日（金）
15:30～17:30
会場：アートホテル盛岡　３階鳳凰の間

次　　第

１　開会

２　共同代表挨拶

３　ラウンドテーブルメンバーの承認・共同代表の互選

４　講演
①「新型コロナウイルス感染症対策について」
講師　一般社団法人岩手県医師会　会長　小原　紀彰　氏
②「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた今後の地域医療のあり方」
講師　学校法人岩手医科大学　理事長　小川　彰　氏

５　ディスカッション
テーマ　新型コロナウイルス感染症に係る今後の展望

６　「いのちと健康を守り、生活となりわいと学びを支える岩手宣言」
の採択

７　閉会

出席者

【講師】

一般社団法人岩手県医師会　会長　小原　紀彰　氏
学校法人岩手医科大学　理事長　小川　彰　氏

【ラウンドテーブルメンバー】

氏　名	所　属・職　名
谷村　邦久	岩手県商工会議所連合会 会長 みちのくコカ・コーラボトリング㈱代表取締役会長
高橋　真裕	(一社)岩手経済同友会代表幹事、㈱岩手銀行代表取締役会長
米谷　春夫	大船渡商工会議所会頭、㈱マイヤ代表取締役会長
(小川　智)	国立大学法人岩手大学 学長
鈴木　厚人	公立大学法人岩手県立大学 学長
達増　拓也	岩手県知事

【企画委員会委員】

氏　名	所　属・職　名
堀江　淳	岩手県立大学副学長(総務)／事務局長【企画委員長】
橋本　良隆	岩手県商工会議所連合会専務理事
佐々木　泰司	㈱岩手銀行 常務取締役総合企画部長
藤代　博之	岩手大学理事（総務・企画・評価・広報担当）／副学長
八重樫　幸治	岩手県政策企画部長

いわて未来づくり機構　令和２年度第１回ラウンドテーブル講演

講 師 略 歴

一般社団法人岩手県医師会　会長
小原　紀彰　氏

昭和 18 年岩手県北上市和賀町生まれ。
岩手医科大学を卒業後、勤務医を経て、
昭和 50 年、花巻市で泌尿器科を開業。
花巻市医師会副会長、岩手県医師会常任理事・副会長などを歴任し、
平成 30 年に岩手県医師会会長に就任。

学校法人岩手医科大学　理事長
小川　彰　氏

昭和 24 年宮城県生まれ。
岩手医科大学を卒業後、東北大学医学部、国立仙台病院などを経て、
平成４年、岩手医科大学脳神経外科学講座　教授。
岩手医科大学医学部長、岩手医科大学学長などを歴任し、
平成 24 年に岩手医科大学理事長に就任。

いのちと健康を守り、生活となりわいと学びを支える
岩手宣言（案）

岩手県は、新型コロナウイルスの感染者が確認されないまま、緊急事態宣言解除を迎えました。その後も、感染者は確認されておりません。

このことは、県民の皆様の努力のたまものであり、感謝を申し上げます。

岩手県の感染リスクの低さの背景には、いわての豊かな自然環境、広い県土と山が多い地形、平穏な日常を守ろうと奮闘してきた歴史、東日本大震災津波の経験でより高まった危機意識、粘り強く真面目な県民性などがあります。

こうしたいわての良さを大切にしながら、「新しい生活様式」に沿って感染対策をしっかり行うことで、様々な社会経済活動が可能です。その場に合った感染対策をみんなで工夫し、生活、なりわい、学びの場での新しい日常を進めていきましょう。

感染対策のみならず、地域医療に従事している医療関係者をはじめ、ライフライン、物流、保育や障がい者・高齢者福祉など、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援しましょう。

児童・生徒の皆さん、岩手県内外で学生生活を送っている皆さんは、自己実現に向けて、厳しい時期だからこそ将来のことをしっかりと考えてほしいと思います。しっかり学び続けられるよう、私たちは皆さんの未来を応援しています。

県民みんなで、いわての変わらない良さをさらに磨き上げ、県外の皆さんとも共有しながら、お互いの幸福を守り育て、豊かな生活、なりわい、学びを実現しましょう！

令和２年７月10日

いわて未来づくり機構　ラウンドテーブルメンバー

岩手県商工会議所連合会 会長　　一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事　　大船渡商工会議所 会頭

国立大学法人岩手大学 学長　　公立大学法人岩手県立大学 学長　　岩手県知事

一般社団法人岩手県医師会 会長　　学校法人岩手医科大学 理事長

いわて未来づくり機構　会則

（名称）

第１　本組織は、「いわて未来づくり機構（以下「機構」という。）」という。

（目的）

第２　機構は､岩手県内で活動する組織が智慧と行動力を結集するためのネットワークを構築し、岩手県の地域社会の総合的な発展に向けて県民力を挙げオール岩手で取り組み、具体的に実践していくことを目的とする。

（構成）

第３　機構は、第２の設置目的に賛同し、事務局に入会の意思を表示した岩手県内で活動する組織（以下「会員」という。）をもって構成する。

（活動事項）

第４　機構は、第２の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 岩手県の地域社会の総合的な発展に資する方策の検討及び実践

(2) (1)に係る情報発信

(3) 会員相互及びラウンドテーブルと会員の意見交換及び情報共有

(4) (1)～(3)を行うためのネットワークづくり

(5) その他、機構の目的を達成するために必要な事項の検討及び実践

（ラウンドテーブル）

第５　機構にラウンドテーブルを置く。

２　ラウンドテーブルメンバーの変更は､ラウンドテーブルメンバーの過半数の承認を得て行う。

３　ラウンドテーブルは、共同代表が必要と認めたとき開催する。

４　ラウンドテーブルは、岩手県の地域社会の総合的な発展のために克服すべき重要な課題について意見を交換し、提言を行う。

５　必要に応じ、学識経験者等にラウンドテーブルへの出席を求めることができる。

（共同代表）

第６　機構に共同代表を若干名置く。

２　共同代表は、ラウンドテーブルメンバーの中から互選する。

３　共同代表は、それぞれが機構を代表し、機構の業務を統括する。

４　共同代表の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第７　総会は、共同代表が招集する。

２　総会の議長は、共同代表が務める。

３　総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定及び変更

(2) 事業報告の承認

(3) 会則の制定及び改正

(4) その他必要と認められる事項

（企画委員会）
第８　機構に、活動の企画・調整を担う企画委員会を置く。
２　企画委員会は、ラウンドテーブルメンバーが指名する者をもって構成する。
３　企画委員会に委員長を置く。
４　委員長は、企画委員の中から互選する。
５　企画委員会の運営については、別に定める。
（アドバイザリーボード）
第９　機構に、特定の課題に対し提言を行うアドバイザリーボードを置くことができる。
２　アドバイザリーボードの設置及び廃止は、ラウンドテーブルで決定する。
３　アドバイザリーボードは、ラウンドテーブルメンバーが指名する者をもって構成する。
４　アドバイザリーボードの運営については、別に定める。
（作業部会）
第10　機構に、特定の課題に関する連携・協働の方針の策定、協働事業の企画立案及び協働事業の実践並びに必要な調査研究等を行うため、作業部会を置くことができる。
２　作業部会の設置及び廃止は、ラウンドテーブルで決定する。
３　作業部会は、ラウンドテーブルメンバーが指名する者をもって構成する。
４　作業部会の運営については、別に定める。
（会費）
第11　機構の会費は、無料とする。ただし、一部事業の実施に伴い、参加負担金等を徴収することができる。
（事務局）
第12　機構の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局は、ラウンドテーブルメンバーが協力して運営する。
（その他）
第13　この会則に定めるもののほか、機構の運営に関し、必要な事項は、共同代表が別に定める。

附則　この会則は、平成20年４月24日から施行する。
附則　この会則は、平成22年５月25日から施行する。
附則　この会則は、平成23年７月19日から施行する。
附則　この会則は、令和元年７月８日から施行する。